

更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律新旧対照条文

目次

○ 保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）（第一条関係）	1
○ 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）（第二条関係）	7
○ 更生保護法（平成十九年法律第八十八号）（第三条関係）	9
○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第三項関係）	15

更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律案新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

○ 保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)(第一条関係)

改正案	現行
(保護司の使命) 第一条 保護司は、社会奉仕の精神をもつて、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のための世論の啓発、社会環境の改善及び地域住民の活動の促進に努め、もって安心して暮らすことのできる安全な地域社会の実現を図り、個人及び公共の福祉に寄与することを、その使命とする。 (推薦及び委嘱) 第三条 保護司は、次の各号に掲げる全ての条件を具備する者のうちから、法務大臣が委嘱する。 一 人格識見が高いこと。 二 他の保護司及び保護観察官と協働して誠実かつ熱心に職務を行う意欲を有すること。 三 職務の遂行に必要な時間を確保できること。 四・五 (略) 2 (略) 3 前二項の委嘱は、多様な保護司がそれぞれの個性と能力を発揮して事務に従事することの重要性に鑑み、保護観察所の長が推薦した者のうちから、保護司の多様性の確保に配慮しつつ行うものとする。	(保護司の使命) 第一条 保護司は、社会奉仕の精神をもつて、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のための世論の啓発に努め、もって地域社会の浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄与することを、その使命とする。 (推薦及び委嘱) 第三条 保護司は、左の各号に掲げるすべての条件を具備する者のうちから、法務大臣が委嘱する。 一 人格及び行動について、社会的信望を有すること。 二 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。 (新設) 三・四 (略) 2 (略) 3 前二項の委嘱は、保護観察所の長が推薦した者のうちから行うものとする。

4 (略)

5 保護観察所の長は、保護司の職務の意義及び内容に關する広報を実施するとともに、第三項の推薦を行うに当たり、関係行政機関若しくは地方公共団体又は民間の団体若しくは個人の協力を得て、多様な人材の確保に資するように努めるものとする。

(削る)

(任期)

第六条 保護司の任期は、三年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務の執行区域)

第七条 保護司は、その置かれた保護区の区域内において、職務を行うものとする。ただし、地方更生保護委員会又は保護観察所の長から特に命ぜられたときその他特に必要があるときは、当該区域外においても、職務を行うことができる。

2

保護司は、前項ただし書の規定によりその置かれた保護区の区域外において職務を行うとき（地方更生保護委員会又は保護観察所の長から特に命ぜられたときを除く。）は、あらかじめ、又はその職務を行つた後遅滞なく、地方更生保護委員会又は保護観察所の長にその旨を報告しなければならない。

(職務の遂行)

第八条 保護司は、地方更生保護委員会又は保護観察所

4 (略)

(新設)

第六条 削除

(任期)

第七条 保護司の任期は、二年とする。但し、再任を妨げない。

(職務の執行区域)

第八条 保護司は、その置かれた保護区の区域内において、職務を行うものとする。但し、地方更生保護委員会又は保護観察所の長から特に命ぜられたときは、この限りでない。

(新設)

(職務の遂行)

第八条の二 保護司は、地方更生保護委員会又は保護観

の長から指定を受けて当該地方更生保護委員会又は保護観察所の所掌に属する事務に従事するほか、保護観察所の長の承認を得た保護司会の計画の定めるところに従い、次に掲げる事務であつて当該保護観察所の所掌に属するものに従事するものとする。

一 犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助け、又は犯罪の予防を図るための啓発及び宣伝の活動

二 犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助け、又は犯罪の予防を図るための地方公共団体の施策及び民間団体の活動への協力
(削る)

三 その他犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助け、又は犯罪の予防を図ることに資する活動で法務省令で定めるもの

(削る)

第十条・第十一条 (略)

(保護司会)

第十二条 (略)

2 保護司会は、次に掲げる事務を行うことを任務とする。

一 第八条に規定する計画の策定その他保護司の職務に関する連絡及び調整

二・三 (略)

察所の長から指定を受けて当該地方更生保護委員会又は保護観察所の所掌に属する事務に従事するほか、保護観察所の長の承認を得た保護司会の計画の定めるところに従い、次に掲げる事務であつて当該保護観察所の所掌に属するものに従事するものとする。

一 犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助け、又は犯罪の予防を図るための啓発及び宣伝の活動

二 犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助け、又は犯罪の予防を図るための民間団体の活動への協力

三 犯罪の予防に寄与する地方公共団体の施策への協力

四 その他犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助け、又は犯罪の予防を図ることに資する活動で法務省令で定めるもの

第十条 削除

第十一条・第十二条 (略)

(保護司会)

第十三条 (略)

2 保護司会は、次に掲げる事務を行うことを任務とする。

一 第八条の二に規定する計画の策定その他保護司の職務に関する連絡及び調整

二・三 (略)

四 保護司の職務に関する研修の機会の提供

五 更生保護サポートセンター（保護司の職務の円滑かつ効果的な遂行に資する施設として法務省令で定めるものをいう。）の運営

六 その他保護司の職務の円滑かつ効果的な遂行を図るために必要な事務で法務省令で定めるもの

（保護司会連合会）

第十三条 （略）

2 保護司会連合会は、次に掲げる事務を行うことを任務とする。

一 三 （略）

四 保護司の職務に関する研修の機会の提供

五 その他保護司の職務又は保護司会の任務の円滑かつ効果的な遂行を図るために必要な事務で法務省令で定めるもの

（保護司会等への支援）

第十四条 保護観察所の長は、第十二条第二項に規定する保護司会の任務及び前条第二項に規定する保護司会連合会の任務の円滑かつ効果的な遂行を図るため、保護司会及び保護司会連合会に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

（国の責務）

第十六条 国は、保護司が安全にかつ安心してその職務を円滑かつ効果的に行うことができる環境を整備するため、保護司が面接をするのに適当な場所の確保、保

（新設）

（新設）

四 その他保護司の職務の円滑かつ効果的な遂行を図るために必要な事項で法務省令で定めるもの

（保護司会連合会）

第十四条 （略）

2 保護司会連合会は、次に掲げる事務を行うことを任務とする。

一 三 （略）

（新設）

四 その他保護司の職務又は保護司会の任務の円滑かつ効果的な遂行を図るために必要な事項で法務省令で定めるもの

（新設）

（新設）

護司への支援体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

第十七条 (略)

(地方公共団体の協力)

第十八条 地方公共団体は、保護司、保護司会及び保護司会連合会の活動が、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに犯罪を予防し、地域社会の安全及び住民福祉の向上に寄与するものであることに鑑み、その地方公共団体の地域の状況に応じ、その地域において行われる保護司、保護司会及び保護司会連合会の活動に対して必要な協力をするように努めなければならない。

2 地方公共団体は、第十六条の措置の実施に関し国から必要な協力を求められた場合には、これに応ずるよう努めなければならない。

(事業主の措置)

第十九条 事業主（国及び地方公共団体を除く。）は、その使用する者が保護司の職務を円滑かつ効果的に行うことができるよう、保護司の職務を行うための休暇を取得しやすい環境の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第二十条 労働者が保護司の職務を行うために休暇を取得したことその他保護司であること、保護司になろう

第十六条 (略)

(地方公共団体の協力)

第十七条 地方公共団体は、保護司、保護司会及び保護司会連合会の活動が、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに犯罪を予防し、地域社会の安全及び住民福祉の向上に寄与するものであることに鑑み、その地域において行われる保護司、保護司会及び保護司会連合会の活動に対して必要な協力をすることができる。

(新設)

(新設)

(新設)

としたこと又は保護司であつたことを理由として、解
雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第二十一条 (略)

第十八条 (略)

○ 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）（第二条関係）

改正案	現行
（定義） 第二条（略） 2 この法律において「宿泊型保護事業」とは、次に掲げる者であつて現に改善更生のための保護を必要としてゐるものを更生保護施設に宿泊させて、その者に対し、教養訓練、医療又は就職を助け、職業を補導し、社会生活に適応させるために必要な生活指導又は特定の犯罪的傾向を改善するための援助を行い、生活環境の改善又は調整を図る等その改善更生に必要な保護を行う事業をいう。 一 保護観察に付されている者又は保護観察に付されてゐた者 二 （略） 三 拘禁刑につき刑の全部の執行猶予の言渡しを受け、刑事上の手続による身体の拘束を解かれた者 四 七 （略） 八 少年院から退院した者 九 （略） 三 七 （略） （国の措置等）	（定義） 第二条（略） 2 この法律において「宿泊型保護事業」とは、次に掲げる者であつて現に改善更生のための保護を必要としてゐるものを更生保護施設に宿泊させて、その者に対し、教養訓練、医療又は就職を助け、職業を補導し、社会生活に適応させるために必要な生活指導又は特定の犯罪的傾向を改善するための援助を行い、生活環境の改善又は調整を図る等その改善更生に必要な保護を行う事業をいう。 一 保護観察に付されている者 二 （略） 三 拘禁刑につき刑の全部の執行猶予の言渡しを受け、刑事上の手続による身体の拘束を解かれた者（第一号に該当する者を除く。次号及び第五号において同じ。） 四 七 （略） 八 少年院から退院し、又は仮退院を許された者（第一号に該当する者を除く。） 九 （略） 三 七 （略） （国の措置等）

第三条 国は、更生保護事業が保護観察、更生緊急保護その他の国の責任において行う改善更生の措置を円滑かつ効果的に実施する上で重要な機能を果たすものであることに鑑み、更生保護事業の適正な運営を確保し、及びその健全な育成発達を図るための措置を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、更生保護事業が犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助け、これにより犯罪を防止し、地域社会の安全及び住民福祉の向上に寄与するものであることに鑑み、その地方公共団体の地域の状況に応じ、その地域において行われる更生保護事業に対して必要な協力をするよう努めなければならない。

3 (略)

(安全の確保)

第六十一条の三 法務大臣は、認可事業者及び届出事業者の従業者が安全にその職務を行うことができるよう、これら事業者がその従業者の安全を確保することができるようにするために必要な施策の推進に努めなければならない。

第三条 国は、更生保護事業が保護観察、更生緊急保護その他の国の責任において行う改善更生の措置を円滑かつ効果的に実施する上で重要な機能を果たすものであることにかんがみ、更生保護事業の適正な運営を確保し、及びその健全な育成発達を図るための措置を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、更生保護事業が犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助け、これにより犯罪を防止し、地域社会の安全及び住民福祉の向上に寄与するものであることにかんがみ、その地域において行われる更生保護事業に対して必要な協力をすることができる。

3 (略)

(新設)

○ 更生保護法（平成十九年法律第八十八号）（第三条関係）

改正案	現行
（国の責務等） 第二条 国は、前条の目的の実現に資する活動であつて民間の団体又は個人により自発的に行われるもの（次項において「民間活動」という。）を促進し、同項の責務を果たすための地方公共団体の施策を支援し、これらの者と連携協力するとともに、更生保護に対する国民の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めなければならない。 2 地方公共団体は、民間活動が地域社会の安全及び住民福祉の向上に寄与するものであることに鑑み、その地方公共団体の地域の状況に応じ、民間活動に対して必要な協力をするように努めなければならない。 3 （略） （委員長及び委員の任期） 第七条 （略） 2 委員長及び委員は、再任されることができる。 3 委員長及び委員は、任期が満了した場合においても、後任者が任命されるまでは、第一項の規定にかかわらず、引き続き在任する。 （委員長） 第十条 （略） 2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたとき	（国の責務等） 第二条 国は、前条の目的の実現に資する活動であつて民間の団体又は個人により自発的に行われるものを促進し、これらの者と連携協力するとともに、更生保護に対する国民の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めなければならない。 2 地方公共団体は、前項の活動が地域社会の安全及び住民福祉の向上に寄与するものであることにかんがみ、これに対して必要な協力をすることができる。 3 （略） （委員長及び委員の任期） 第七条 （略） （新設） （新設） （委員長） 第十条 （略） 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が定

は、あらかじめ委員長が定める順序により、常勤の委員が委員長の職務を代理し、又はその職務を行う。

(会議等)

第十一条 (略)

2・3 (略)

5 委員長に事故があり、又は委員長が欠けた場合における第二項の規定の適用については、前条第二項の規定により委員長の職務を代理し、又はその職務を行う常勤の委員は、委員長とみなす。

(委員の任期)

第十八条 委員の任期は、三年とする。ただし、再任を妨げない。

(保護司)

第三十二条 保護司は、地域社会を構成する一員として、それぞれの個性と能力を発揮して、保護観察官で十分でないところを補い、地方委員会又は保護観察所の長の指揮監督を受けて、保護司法（昭和二十五法律第二百四号）の定めるところに従い、それぞれ地方委員会又は保護観察所の所掌事務に従事するものとする。

(保護観察のための調査)

第六十四条 (略)

2・3 (略)

4 保護観察所の長は、保護観察のための調査において

める順序により、常勤の委員が委員長の職務を行う。

(会議等)

第十一条 (略)

2・3 (略)

5 委員長に事故がある場合における第二項の規定の適用については、前条第二項の規定により委員長の職務を行う常勤の委員は、委員長とみなす。

(委員の任期)

第十八条 委員の任期は、三年とする。

(保護司)

第三十二条 保護司は、保護観察官で十分でないところを補い、地方委員会又は保護観察所の長の指揮監督を受けて、保護司法（昭和二十五法律第二百四号）の定めるところに従い、それぞれ地方委員会又は保護観察所の所掌事務に従事するものとする。

(保護観察のための調査)

第六十四条 (略)

2・3 (略)

(新設)

、必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

（鑑別の求め）

第七十八条の三 保護観察所の長は、刑法第二十五条の二第一項の規定により保護観察に付されている保護観察付執行猶予者（同項の規定により保護観察に付されている期間中に更に同項の規定により保護観察に付された保護観察付執行猶予者（以下「再保護観察付執行猶予者」という。）を除く。）について、その保護観察の開始に際し、執行を猶予された刑を言い渡される理由となった犯罪に結び付いた要因を的確に把握するため、少年鑑別所の長に対し、当該保護観察付執行猶予者の鑑別を求めるものとする。ただし、保護観察の実施のために必要とは認められないときは、この限りでない。

（保護観察の実施方法）

第八十一条の二 再保護観察付執行猶予者に対する保護観察は、当該再保護観察付執行猶予者が保護観察に付されている期間中に犯罪をしたことを踏まえ、当該犯罪に結び付いた要因の的確な把握に留意して実施しなければならぬ。

（収容中の者等に対する生活環境の調整）

（新設）

（保護観察の実施方法）

第八十一条の二 刑法第二十五条の二第一項の規定により保護観察に付されている期間中に更に同項の規定により保護観察に付された保護観察付執行猶予者（以下「再保護観察付執行猶予者」という。）に対する保護観察は、当該再保護観察付執行猶予者が保護観察に付されている期間中に犯罪をしたことを踏まえ、当該犯罪に結び付いた要因の的確な把握に留意して実施しなければならぬ。

（収容中の者に対する生活環境の調整）

第八十二条 保護観察所の長は、刑の執行のため刑事施設に收容され、若しくは労役場に留置されている者又は刑若しくは保護処分^{（以下「收容中の者」と総称する。）}の執行のため少年院に收容されている者（以下「收容中の者等」と総称する。）について、その社会復帰を円滑にするため必要があると認めるときは、その者との面接を行うこと、その者の家族その他の関係人を訪問して協力を求めることその他の方法により、釈放後の住居、就業先その他の生活環境の調整を行うものとする。

2 保護観察所の長は、前項の規定による調整を行うに当たっては、收容中の者等が收容されている刑事施設（労役場に留置されている場合には、当該労役場が附置された刑事施設）又は少年院の職員から参考となる事項について聴取し、及びこれらの者に面接への立会いその他の協力を求めることができる。

3 前項の規定による聴取は、保護観察官又は保護司をして行わせるものとする。

4 地方委員会は、第一項の規定による調整が有効かつ適切に行われるよう、保護観察所の長に対し、調整を行うべき住居、就業先その他の生活環境に関する事項について必要な指導及び助言を行うほか、同項の規定による調整が複数の保護観察所において行われる場合における当該保護観察所相互間の連絡調整を行うものとする。

5 地方委員会は、前項の措置をとるに当たって必要があると認めるときは、收容中の者等との面接、関係人に対する質問その他の方法により、調査を行うことができる。

第八十二条 保護観察所の長は、刑の執行のため刑事施設に收容されている者又は刑若しくは保護処分の執行のため少年院に收容されている者（以下「收容中の者」と総称する。）について、その社会復帰を円滑にするため必要があると認めるときは、その者の家族その他の関係人を訪問して協力を求めることその他の方法により、釈放後の住居、就業先その他の生活環境の調整を行うものとする。

（新設）

（新設）

2 地方委員会は、前項の規定による調整が有効かつ適切に行われるよう、保護観察所の長に対し、調整を行うべき住居、就業先その他の生活環境に関する事項について必要な指導及び助言を行うほか、同項の規定による調整が複数の保護観察所において行われる場合における当該保護観察所相互間の連絡調整を行うものとする。

3 地方委員会は、前項の措置をとるに当たって必要があると認めるときは、收容中の者等との面接、関係人に対する質問その他の方法により、調査を行うことができる。

6 | (略)

(準用)
第八十四条 第六十一条第一項及び第六十四条第四項の規定は、第八十二条第一項、第八十三条及び前条第一項の規定による措置について準用する。

(更生緊急保護の開始等)

第八十六条 更生緊急保護は、前条第一項各号に掲げる者の申出があつた場合において、保護観察所の長がその必要があると認めたときに限り、行うものとする。
収容中の者等から申出があり、その者が同項第一号、第二号、第五号、第八号又は第九号に掲げる者（第十八条の二において「刑執行終了者等」という。）に該当することとなつた場合において、保護観察所の長が必要があると認めたときも、同様とする。

2 検察官、刑事施設の長又は少年院の長は、前条第一項各号に掲げる者について、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解く場合において、必要があると認めるときは、その者に対し、この節に定める更生緊急保護の制度及び申出の手続について教示しなければならぬ。収容中の者等について、必要があると認めるときも、同様とする。

3 保護観察所の長は、更生緊急保護を行う必要があるかを判断するに当たっては、その申出をした者の刑事上の手続に關与した検察官又はその者が収容されていた刑事施設（労役場に留置されていた場合には、当該労役場が附置された刑事施設）の長若しくは少年

4 | (略)

(準用)
第八十四条 第六十一条第一項の規定は、第八十二条第一項、第八十三条及び前条第一項の規定による措置について準用する。

(更生緊急保護の開始等)

第八十六条 更生緊急保護は、前条第一項各号に掲げる者の申出があつた場合において、保護観察所の長がその必要があると認めたときに限り、行うものとする。
収容中の者等から申出があり、その者が同項第一号、第二号、第五号又は第九号に掲げる者（第十八条の二において「刑執行終了者等」という。）に該当することとなつた場合において、保護観察所の長が必要があると認めたときも、同様とする。

2 検察官、刑事施設の長又は少年院の長は、前条第一項各号に掲げる者について、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解く場合において、必要があると認めるときは、その者に対し、この節に定める更生緊急保護の制度及び申出の手続について教示しなければならぬ。収容中の者等について、必要があると認めるときも、同様とする。

3 保護観察所の長は、更生緊急保護を行う必要があるかを判断するに当たっては、その申出をした者の刑事上の手続に關与した検察官又はその者が収容されていた刑事施設（労役場に留置されていた場合には、当該労役場が附置された刑事施設）の長若しくは少年

院の長の意見を聴かなければならない。ただし、仮釈放の終了により前条第一項第一号若しくは第二号に該当した者又は仮退院若しくは少年法第六十四条第一項第二号の保護処分を終了により前条第一項第九号に該当した者については、この限りでない。

院の長の意見を聴かなければならない。ただし、仮釈放の期間の満了によつて前条第一項第一号に該当した者又は仮退院の終了により同項第九号に該当した者については、この限りでない。

○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第三項関係）

改 正 案				現 行			
別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十、第三十条の四十四、第三十条の四十四の十二、第三十条の四十四の十三関係）		提供を受ける国の機関又は法人	一〇三十の二（略）	別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十、第三十条の四十四、第三十条の四十四の十二、第三十条の四十四の十三関係）		提供を受ける国の機関又は法人	一〇三十の二（略）
事務		（略）		事務		（略）	
三十の三 法務省		更生保護法（平成十九年法律第八十八号）による同法第二十五条第一項若しくは第三十六条第一項（同法第三十九条第五項、第四十二条及び第四十七条の三において準用する場合を含む。）の調査、同法第三十八条第一項の申出、同法第三章の保護観察の実施、同法第八十二条第一項の生活環境の調整の実施、同法第五項の調査、同法第八十三条若しくは第八十三条の二第一項の生活環境の調整の実施、同法第八十五条の更生緊急保護の実施、同法第八十八条の措置又は同法第八十八条の二若しくは		三十の三 法務省		更生保護法（平成十九年法律第八十八号）による同法第二十五条第一項若しくは第三十六条第一項（同法第三十九条第五項、第四十二条及び第四十七条の三において準用する場合を含む。）の調査、同法第三十八条第一項の申出、同法第三章の保護観察の実施、同法第八十二条第一項の生活環境の調整の実施、同法第五項の調査、同法第八十三条若しくは第八十三条の二第一項の生活環境の調整の実施、同法第八十五条の更生緊急保護の実施、同法第八十八条の措置又は同法第八十八条の二若しくは	

	三十の四、百二十三 (略)
第八十八条の三の援助に関する事務であつて総務省令で定めるもの	(略)

	三十の四、百二十三 (略)
第八十八条の三の援助に関する事務であつて総務省令で定めるもの	(略)